



平成 26 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 五洋インテックス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 大脇 功嗣  
( J A S D A Q ・ コード 7 5 1 9 )  
問 合 せ 先  
役職・氏名 経営企画室長 長縄 幹浩  
電 話 0568-76-1050

### 第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債および 第 2 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）および第三者割当による第 2 回新株予約権（「以下、「本新株予約権」という。」）の発行に係る募集を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 募集の概要

- (1) 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に係わる募集

①	発 行 期 日	平成 26 年 4 月 25 日
②	新株予約権の総数	20 個
③	社債および新株予約権の発行価額	各社債の発行価額：5,000,000 円 (額面 100 円につき金 100 円) 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
④	当該発行による潜在株式数	934,560 株
⑤	資金調達の額	100,000,000 円 (差引手取概算額：91,800,000 円)
⑥	転換価額	107 円
⑦	行使期間	平成 26 年 4 月 26 日から平成 28 年 4 月 25 日
⑧	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により、ドリーム 7 号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
⑨	上記各号については、発生を条件とします。	金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力

(注) 本新株予約権付社債の特徴

#### ・繰上償還条項

- ① 当社は、発行日の翌日以降いつでも、償還日から 15 営業日前の繰上償還の通知を行った上で、その選択により、その時点で残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を繰り上げ償還することができる。

② 本新株予約権付社債の発行後、平成28年4月25日まで（当日を含む。）のいずれかの5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が転換価額の50%を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者はその選択により、当社に対して事前通知を当該5連続取引日の最終日の翌取引日から5取引日後の日まで（当日を含む。）の間に、償還日まで50取引日以上期間を定めて、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有する。

(2) 第2回新株予約権発行に係わる募集

①	発行期日	平成26年4月25日
②	新株予約権の総数	40個（1個当たりの目的株式数47,066株）
③	発行価額	総額2,244,000円（新株予約権1個当たり56,100円）
④	当該発行による潜在株式数	1,882,640株
⑤	資金調達の額	220,630,240円（差引手取概算額：211,411,333円） （内訳）新株予約権発行分：2,244,000円 新株予約権行使分：218,386,240円
⑥	行使価額	116円
⑦	行使期間	平成26年4月26日から平成28年4月25日
⑧	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、ドリーム7号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
⑨	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。	

(注) 本新株予約権の特徴

(1) 行使価額及び対象株式数が固定されている。

発行当初から行使価額は116円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から1,882,640株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 取得条項

当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

### (3) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 当該資金調達の背景、目的及び理由

当社は、カーテンを中心とした室内装飾品の販売を主な事業内容としておりますが、平成18年3月期より8期連続して純損失を計上しております。損失計上の理由としましては、時代の潮流に沿った形での商品提供を行えなかったこと、不動産業界の長い低迷期においても高級商品以外の商品への転換を行えず、市場の求める商品提供を十分に行えていなかった等の理由によるものであります。そこで、当社はこのような赤字体質から脱却を図るため、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第1回新株予約権（平成24年6月29日発行）により調達した資金を投入して、新規商材の導入や環境事業への参入を開始致しました。それとともに、既存事業におきましては、4年ぶりに当社のメインブランド「インハウス」を全面改訂しました。

環境事業におきましては、新規事業として環境事業部を立ち上げ、リモデリング（リフォーム）事業として、新築物件におけるクロス工事、太陽光パネル設置工事、大工工事、基礎工事を実施するとともに、窓ガラスに遮熱・紫外線カット機能を付加するコーティング施工、高い撥水・撥油性能を有し防汚効果のあるコーティング施工等の省エネ、エコロジー及び健康効果のある環境商材の販売を行いました。自然な太陽の光を取り入れ、遮熱、保温、紫外線カット、制菌等の機能を合わせ持つことで健康・安全面に特に配慮した採光エコカーテン「エコフィックス」は、平成24年10月から全国主要拠点で本格発売を開始し、販売先として既存カーテンの販路以外に、介護施設、病院、学校、企業、店舗等を中心に営業活動を実施しております。また、窓ガラスに遮熱・紫外線カット機能を付加するコーティング施工、高い撥水・撥油性能を有し防汚効果のあるコーティング施工等の省エネ、エコロジー及び健康効果のある環境商材等を、上記の「エコフィックス」及び既存事業のカーテン商品とともに、新規販路先であります企業等に販売しております。

しかしながら、厳しい経済状況の中において即時黒字転換を達成する事ができず、営業損失を継続的に計上してまいりましたことから、平成25年3月期 第2四半期決算より、継続企業の前提に関する注記を付すこととなり、当該状況を解消するため本業である既存のカーテン事業に経営資源を注力することにいたしました。

そのため、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の発行により調達した資金につきましては、ほぼ当初予定しておりました通り資金充当いたしました。第1回新株予約権の行使により調達した資金につきましては、資金用途を変更いたしました。具体的には、当初、新規事業（リモデリング、環境事業等）への資金充当を予定しておりましたが、調達資金の充当先を「アベノミクス」効果と相まって即売が見込める既存のカーテン部門に多く資金投入いたしました。なお、資金用途の変更につきましては、平成26年4月3日付お知らせいたしました『第三者割当による第1回新株予約権付社債および第1回新株予約権（平成24年5月実施）の資金用途の変更に関するご報告』をご参照ください。

その結果、順調に売上を伸ばし、平成26年3月期第2四半期決算において、継続企業の前提に関する注記の記載を解消しております。そのため、増資による調達資金の使用方法の変更に関しての経営判断は正しかったと判断しております。

資金充当の優先順位を下げた結果、環境事業は当初計画よりも事業展開が遅れております。しかし、継続企業の前提に関する注記の解消を最優先と考え、本業である事業基盤の再構築を行い、利益改善を行った結果、平成26年3月期第3四半期決算においては、営業利益21,340千円、経常利益11,697千円及び四半期純利益9,040千円を計上するに至りました。なお、当社のメインブランド「インハウス」は、「アベノミクス」効果と相まって平成26年3月期においては、対前期比20%以上の売上高増を実現する見込みであります。更に、高級オーダーカーテンの主力市場である首都圏では平成26年3月期において対前期比40%の売上増が見込めインハウスブランドの再構築が出来てまいりました。

このように当社の経営状況は徐々に上向き傾向にあり、平成27年3月期は重要な転換期であると考えております。

まず、国内商圏拡大の施策についてですが、当社を取巻く事業環境につきましては、本年4月からの消費増税後による消費者の買控えによる懸念があるものの、平成32年の東京オリンピック開催に向け、消費者の不動産マインドも向上するとみられており、不動産の動向に大きな影響を受ける当社事業としましては、この6年間は、さらなる事業拡大の機会であると考えております。

この事業拡大の機会に合わせる形で、今後の既存のカーテン事業につきましては、平成27年3月期におきましては、当社のもう一つのメインブランド「サザンクロス」の見本帳を自己資金により4年ぶりに大幅の改訂を行います。当社のようなインテリアを取扱う企業は、消費者の求める、時代の流行に応じた新しい商品を常に提供し続ける必要があるため、更に平成28年3月期には再度「インハウス」の大幅な改訂を考えており、他社に負けない積極的な営業で五洋インテックスのカーテン市場のシェア拡大に努めます。また、平成24年7月に立ち上げた環境事業のうちエコカーテンである「エコフィックス」につきましては、従来のカーテン販売ルート以外での販路の拡張を実行してまいります。既存のカーテン事業につきましては、比較的安定した収益の見込める既存事業の商材数を増やし、国内商圏の拡大に努めるとともに、徹底したコスト管理を行うことによる収益構造の継続的な改善を図り、安定的な収益基盤の実現に向けて邁進してまいります。

次に、上記、国内商圏拡大の施策に加え、新規事業として新規業務提携先との中国カーテン事業を遂行してまいります。（なお、今回の業務提携先との新規事業の詳細につきましては、本日別途お知らせしております、『Casablanca Group Limited との業務提携に関するお知らせ』をご参照ください。）

中国では住宅の着工戸数は約1000万戸で我が国の約10倍、また、カーテン市場は約3兆円で我が国の約30倍であります。当社では長年、中国市場でのカーテン販売の開拓の機会を狙ってまいりましたが、良質なパートナー企業を見つける事が出来ない状態が続いてまいりました。

今般、アレンジャーでありますドリームアセットマネジメント株式会社（住所：東京都千代田区神田錦町三丁目19番 代表取締役：宮嶋正邦）より Casablanca Group Limited.（住所：5/F YAN HING CTR9-13 WONG CHUK YEUNG ST FO TAN, SHATIN, NT, HONG KONG、代表者：鄭欺堅、香港証券取引所コード：2223、以下、CASA社）を紹介していただきました。ドリームアセットマネジメント株式会社は、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第1回新株予約権（平成24年6月29日発行）による増資を行った際のアレンジャーであります。

業務提携先である CASA 社は、香港証券取引所に上場しており、ベットリネン、羽根布団・枕、その他寝室商品の製造販売を行っている企業集団であります。商品ブランドは主に「CASABLANCA」及び高級志向の「Casa Calvin」を展開しており、販売網は香港、マカオ、広東省及び中国全土 77 都市 23 省に 397 小売店、中国のおもな百貨店にも販売ブースを設けております。中国市場では「CASABLANCA」ブランドは高級ベットリネンとして定着しており、CASA 社は店舗数を増やし、売上高を伸ばしていく計画をしております。

(ご参考：CASA 社の平成 25 年 12 月期連結売上高 6,602,662 千円、連結当期純利益 148,106 千円  
(平成 26 年 4 月 4 日付為替相場 13.39 円/香港ドル))

CASA 社との話し合いでは、当社の日本製(日本での縫製を含み)カーテンと CASA 社のベットリネンとのコーディネート販売や、寝室に特化したカーテンを新規共同開発し CASA 社との販売網で展開し、また、当社が独自に開発したエコカーテン「エコフィックス」も、CASA 社を中国での総代理店として販売していく所存であります。このように今回の CASA 社との業務提携は当社の中国市場への進出のまたとない好機と考えております。

一方、CASA 社は平成 32 年の東京オリンピックの開催が決定したことで、日本経済の伸びを見込んでおり、日本で「CASABLANCA」ブランドの構築と販売展開を模索しておりました。当社は、CASA 社の東京オリンピックを意識した意向に沿った「CASABLANCA」ブランドのベットリネンの販売及び共同開発を行う予定であります。従来もカーテン製造を応用加工したベットカバーの取扱いを僅かながら行っておりましたが、今回の CASA 社の商材取扱いを契機に日本国内における販売を新規拡大いたします。

当社は、「自己資本の充実及び収益性の向上による早期の業績回復が図られたことから、株主価値の持続的な拡張になる」との判断で、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 1 回新株予約権(平成 24 年 6 月 29 日発行)による増資を行い、一定の成果を得ることができました。よって、さらなる会社の時価総額の拡大、すなわち株主価値向上を図るため、財務体質の健全化及び信用力の向上を図るため当社の自己資本を充実させ、かつ、持続的な成長を目指すため、既存事業の拡大と新規業務提携先との事業の開発を行うことを目的として、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

## (2) 当該資金調達の方法を選択した理由

今回、平成 26 年 3 月期第 3 四半期決算において四半期純利益を計上することとなり、利益転換を図ることができました。今後におけるさらなる事業展開を検討しておりましたところ、中国に幅広い人脈をもつドリームアセットマネジメント株式会社から CASA 社のご紹介を受けました。巨大な販売流通市場である中国は当社にとって非常に魅力的な市場であり、平成 26 年 1 月より CASA 社との交渉を繰り返し、業務提携を締結することになりました。また、当該業務提携による事業展開において資金需要が生じること及び既存事業であるカーテン事業におきましても資金需要が生じることから、当社は、直接調達及び間接調達それぞれの資金調達方法を検討いたしました。

間接調達につきましては、返済は予定通り進んでいるものの、金融機関より平成 26 年 3 月期第 3 四半期末においてグループ全体で 420 百万円(うち、長期借入の残高 104 百万円、短期借入等の残高 315 百万円)の借入残高を有しており、平成 18 年 3 月期より 8 期連続して純損失を計上している現状から、新規に他の金融機関から、3. (1) 記載の必要資金のうち、たとえ一部の調達であっても、融資を受けることは困難であると判断しました。また、現在の当社の資金繰りにおいては、既存事業における事業運営費以上の資金余剰はなく、今回の増資の主たる資金使途である、

新規業務提携先との中国カーテン事業等についての仕入費用等に要する資金全額を現在の手元資金から拠出することは厳しい状況であります。

そこで、当社は、今回の資金調達に際しましては、エクイティ・ファイナンスの実行が必須であると考え、直接調達の手法により資金を調達することにいたしました。直接調達の手法のうち、公募増資は不特定多数の投資家に対し新株を時価で発行するため、当社の財務状況を鑑みると資金調達総額の不確実性が想定され資金調達に時間がかかります。また、株主割当は割当を受けた株主は追加発行株式を必ず申込みや払込みを行う義務は特になく、申込みがなければ権利は失権することになり、喫緊の資金需要に対応できないため資金調達の不確実性が想定されます。

その一方で、第三者割当の方法による資金調達は、公募増資又は株主割当での発行と比較して、安定的かつ機動的な資金調達方法であることから、第三者割当による資金調達といたしました。

当初、当社といたしましてはすべての資金調達を第三者割当による新株式の発行によって資金調達することを検討しておりましたが、同時に業務提携先である CASA 社をご紹介いただきましたドリームアセットマネジメント株式会社から、モダンパス合同会社（東京都千代田区神田錦町三丁目19番 代表社員 勝山博文）のご紹介を受けました。モダンパス合同会社は「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第1回新株予約権（平成24年6月29日発行）」の際の割当先の、業務執行組合員であり、あらためて今回の資金調達のご提案を受けました。モダンパス合同会社は以前の増資の際の業務執行組合員でもあることから互いに周知の間であり、信頼できる相手先であることから、資金調達方法の調整を行いました。

CASA 社が当社との間で平成26年4月から業務提携を開始することを希望しており、当社といたしましても、これを実現するためにタイムリーな資金調達を実現できない場合には商機を逸することになるため、CASA 社との業務提携を早期に締結し、早期に事業を開始させる必要があります。このため、新たな調達先を検討したのでは間に合わないため、モダンパス合同会社を業務執行組合員としたドリーム7号投資事業有限責任組合を割当予定先として依頼し、モダンパス合同会社からのご提案により第三者割当による本新株予約権付社債および本新株予約権の発行による資金調達を行うことにいたしました。

当社は今回の業務提携及び資金調達にあたり、新規事業を含めた当面の事業計画である2か年計画を策定するとともに、当該事業計画に沿って資金ニーズが満たされるかどうかを下記のとおり検討いたしました。

CASA 社は平成25年12月31日現在、77都市23省において397の小売店による販売を行っており、当社としても CASA 社のこれら販売店における商品仕入のニーズに応える必要があるため、平成26年4月からの支出を予定していることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権発行時における調達資金により下記3（2）「調達する資金の具体的な用途」に記載の当面の資金を確保することが最重要であると考えました。本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により、一年目の資金需要に充当可能な資金調達は可能となります。

また、二年目における中期的な中国カーテン事業の拡大における資金については、本新株予約権の行使分で充当することを考えており、行使期間も2年間で設定しているため、その後は事業展開に応じて新株予約権の行使による資金調達を行うことで、当社の資金需要を充たすタイミングへの対応が可能なスキームであると判断いたしました。本新株予約権の発行につきましては、

その性質により即時の資金調達ではありませんが、新規業務提携先との事業の進捗に応じての資金調達が期待できるとともに、急速な株式の希釈化を防ぐという点でも適切であると考えております。

今回の割当予定先であるドリーム7号投資事業有限責任組合のアレンジャーが、今回の業務提携先の紹介者であるドリームアセットマネジメント株式会社であることから当社の経営状態及び財政状況等も含め当社の事業構想を十分に理解しているため、ドリーム7号投資事業有限責任組合との契約以上の条件で、業務提携先との新規事業を進めるに当たり必要な資金を提供することができ、且つ信頼できる割当予定先の選択は非常に時間を要する状況であると考えられることから、ドリーム7号投資事業有限責任組合を割当予定先といたしました。第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第1回新株予約権の際にも今回と同じ投資方針（本新株予約権付社債と本新株予約権のセットによる投資方針）で行ったという過去の実績及び今回の増資における先方の投資方針、資金の状況等を考慮した結果、本新株予約権付社債と本新株予約権のセットによる投資により資金調達を行うことが最善の方法であると判断いたしました。

なお、当社の今後の事業価値の増大を予想し、発行体である当社による本新株予約権付社債には繰上償還条項が付与されております。繰上償還条項が付与されている理由は、第一義的には新株予約権の行使促進にあります。当社が、繰上償還条項にかかる通知を割当先に行ったにもかかわらず、割当先が残存する本新株予約権付社債に付された新株予約権を行使しない場合には、残数を償還した上で代替資金調達を実行することになります。

また、本新株予約権には取得条項が付与されております。この取得条項が付与されている理由は新株予約権の行使促進にあります。

平成24年5月28日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第1回新株予約権の募集に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、当社は、平成24年6月29日を発行期日とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第1回新株予約権を今回と同じアレンジャーでありますドリームアセットマネジメント株式会社が組成したドリーム5号投資事業有限責任組合に発行しております。平成24年5月28日時点における、当社株価は59円であったのに対し、払込日である平成24年6月29日時点における当社株価は66円であり、払込日から1年経過しました平成25年6月28日時点における当社株価は81円でありました。また、増資後の本決算である平成25年3月期当期純損失は190百万円であったものの、平成26年3月期第3四半期における四半期純利益は9百万円を計上するまで収益改善いたしました。このことから、一般的に転換社債型新株予約権付社債の発行及び新株予約権の発行において懸念される、株式の希釈化に伴うマイナスの影響は、当社の収益力及び株価の点から鑑みると少なかったと評価しております。

現在の当社の財務状況の中、割当予定先からは今回の資金調達による将来事業計画及び当社の将来性には評価、ご理解を頂いており、割当予定先との交渉により当社資金需要と株式の急速な希釈化を斟酌しながら、新株予約権付社債及び新株予約権による資金調達を行うことにいたしました。新株予約権付社債及び新株予約権を併用することにより、急速な希釈化を避け、既存株主様の不利益を最小限に抑えながら投資資金を調達することが可能であることが当該資金調達の方法を選択した理由であります。

当社といたしましては、業績の早期回復には今回の資金調達による資金需要があるため、割当予定先のご理解を頂きながら、さらなる業績回復に努めて参ります。

以上のような検討を踏まえ、当社取締役会は、中長期的な収益性の向上及び自己資本の充実及び財政基盤の強化に向けた資本政策の一環として第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

### (3) 当該資金調達に係るリスク

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴い、新たに発生する事業等のリスクは、次のとおりであると判断しております。

#### ①株式価値の希薄化に関わるリスク

本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数と、本新株予約権の行使により発行される新株式数2,817,200株に係る議決権数は2,817個となり、当社の発行済株式数12,585,860株に係る議決権数12,577個（平成26年4月7日現在）に占める割合が22.4%となることから、株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、当該資金調達の目的である自己資本の充実及び収益性の向上による早期の業績回復を図ることにより、当社の収益が拡大し、中長期的な視点から株主価値の持続的な拡張につながると判断しており、今回の第三者割当増資による発行数量及び株式価値の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

#### ②資金調達に関するリスク

本新株予約権付社債については、即時資金調達が可能であり、一年目の資金需要に対するリスクはありません。しかし、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、二年目以降の収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の改善に支障をきたす可能性があります。また、資金使途に大きな影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	320,630,240円
内訳（新株予約権付社債の発行による調達額）	100,000,000円
（新株予約権の発行による調達額）	2,244,000円
（新株予約権の行使による調達額）	218,386,240円
発行諸費用の概算額	17,418,907円
内訳（弁護士費用）	1,300,000円
（信用調査費用）	2,500,000円
（新株予約権付社債及び新株予約権の評価費用）	2,000,000円
（ファイナンシャル・アドバイザー費用）	9,618,907円
（登記費用等）	2,000,000円
差引手取概算額	303,211,333円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合または当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。



3. ドリームアセットマネジメント株式会社との間で資金調達に関する実務支援契約を締結しており、本新株予約権付社債の発行及び本新株予約権の発行及び行使において実際に払込みを受けた場合に、払込金額の3%に相当する金額を委託業務の対価として支払うものとされており、払込みを受けない場合は委託業務の対価の支払いは不要とされております。

## (2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権付社債及び本新株予約権発行分並びに平成26年4月26日から平成28年4月25日までの権利行使期間中に行使された本新株予約権による調達資金につきましては、権利行使に伴う払込み後、一旦、当社銀行口座において手元資金として保管し、①新規事業である国内ベトリネン事業のための資金として61百万円、②中国カーテン事業における資金として172百万円、③既存事業であるインハウス見本帳改訂のための資金として80百万円を予定しております。

調達する資金の充当期としましては、

- ①新規事業である国内ベトリネン事業のための資金については、支出予定時期が平成26年5月から平成28年4月にわたるため、新株予約権付社債及び新株予約権発行分は平成26年5月から平成27年4月（一年目）に要する資金、新株予約権行使分は平成27年5月から平成28年4月（二年目）に要する資金として充当いたします。
- ②中国カーテン事業における資金については、支出予定時期が平成26年5月から平成28年4月にわたるため、新株予約権付社債及び新株予約権発行分は平成26年5月から平成27年4月（一年目）に要する資金、新株予約権行使分は平成27年5月から平成28年4月（二年目）に要する資金として充当いたします。
- ③既存事業であるインハウス見本帳改訂のための資金については、支出予定時期が平成27年5月から平成28年4月にわたるため、新株予約権行使分を平成27年5月から平成28年4月（二年目）に要する資金として充当いたします。

なお、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の発行及び行使による差引手取概算額303百万円と、上記資金使途予定総額313百万円との差額10百万円は自己資金から充当する予定であります。

(注) 国内ベトリネン事業及び中国カーテン事業は、今回、新たに業務提携を締結することによる、新規事業展開のための資金であります。詳細につきましては、本日別途お知らせしております、『Casablanca Group Limitedとの業務提携に関するお知らせ』をご参照ください。

## [本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による調達資金の資金使途]

- ①新規事業である国内ベトリネン事業における資金として24百万円を予定しております。具体的には、下記、資金使途を計画しております。
- ・専属営業担当員（新規1名）及び派遣販売員人件費（新規1名）：9百万円
  - ・販売促進費用：5百万円
  - ・ベトリネンサンプルの作成・配布費用
  - ・在庫費用（仕入れ代金）：10百万円

当社の主力製品はカーテンの製造販売であります。カーテンの応用商材の一つとしてこれまでも、ベッドカバーを取扱ってまいりました。在庫費用は予想売上高の 20%を見込んでおります。今回の業務提携を機に、当社の基幹ビジネスであるカーテン販売のみならず、国内の消費者向けにベットリネン（ベッドで使用する布製品の総称）を百貨店や冠婚葬祭関連企業を中心に、積極的に展開する方針であり、特に首都圏における売上高の増加を図ります。なお、ベットリネン事業の具体的な内容等につきましては、今後業務提携先と協議する予定であります。

②中国カーテン事業における資金として 69 百万円を予定しております。

具体的には、下記、資金使途を計画しております。

- ・中国駐在 人件費及び滞在費（新規 2 名）：16 百万円
- ・CASA 社への教育レクチャーのための資金：3 百万円  
CASA 社中国店舗の店長を集めて行う、カーテン小売販売に関する勉強会等費用
- ・CASA 社提供品開発のための資金：10 百万円
- ・在庫費用（仕入れ代金）：40 百万円

中国カーテン事業として五洋ブランド及び共同開発カーテン商品を CASA 社を通し同社の中国・香港・マカオでの卸販売及び同社取扱店舗店で販売を行います。在庫費用は予想売上高の約 20%を見込んでおります。

[本新株予約権の行使による調達資金の資金使途]

①新規事業である国内ベットリネン事業における資金として 37 百万円を予定しております。

具体的には、下記、資金使途を計画しております。

- ・専属営業担当員（新規 1 名）及び派遣販売員人件費（新規 1 名）：12 百万円
- ・販売促進費用：5 百万円  
ベットリネンサンプルの作成・配布費用
- ・在庫費用（仕入れ代金）：20 百万円

当社の主力製品はカーテンの製造販売です。現在の売上金額としましては僅少ではありますが、カーテンの応用商材の一つとしてこれまでも、ベッドカバーを取扱ってまいりました。在庫費用は予想売上高の 20%を見込んでおります。今回の業務提携を機に、当社の基幹ビジネスであるカーテン販売のみならず、国内の消費者向けにベットリネン（ベッドで使用する布製品の総称）を百貨店や冠婚葬祭関連企業を中心に、積極的に展開する方針であり、特に首都圏における売上高の増加を図ります。なお、ベットリネン事業の具体的な内容等につきましては、今後業務提携先と協議する予定であります。

②中国カーテン事業における資金として 103 百万円を予定しております。

具体的には、下記、資金使途を計画しております。

- ・中国駐在 人件費及び滞在費（新規 2 名）：16 百万円
- ・CASA 社への教育レクチャーのための資金：7 百万円  
CASA 社中国店舗の店長を集めて行う、カーテン小売販売に関する勉強会等費用
- ・CASA 社提供品開発のための資金：20 百万円
- ・在庫費用（仕入れ代金）：60 百万円

新規事業の取扱い商材の種類及び取扱量の増加拡大・販売エリアの拡大・人員の増強・活動拠点の増加を図ります。在庫費用は予想売上高の約11%を見込んでおります。当社国内販売における、これまでの実績により上記金額の商品仕入を予定しております。

③既存事業であるカーテン事業における資金として80百万円を予定しております。

具体的には、下記、資金使途を計画しております。

- ・見本帳改訂費用（インハウス見本帳全面改訂）：40百万円

基幹ビジネスであるカーテン販売を積極的に展開する趣旨から、当社の代表的なメインブランドである『インハウス』の見本帳改訂を行います。現在の『インハウス』商品ラインナップのうち、約4割の売れ筋商品を残し約6割を入れ替える予定であり、平成24年9月に行いました前回の『インハウス』の見本帳改訂の際の実績費用をもとに、上記金額を見込んでおります。

- ・在庫費用（仕入れ代金）：40百万円

基幹ビジネスであるカーテン販売を積極的に展開する趣旨から、当社の代表的なメインブランドである『インハウス』の見本帳改訂を行い、特に首都圏における売上高の増加を図ります。現在の『インハウス』商品ラインナップのうち、約4割の売れ筋商品を残し約6割を入れ替える予定であります。新しい商品の発注の際の初期発注ロット数は大きいため、通常時よりも多くの在庫費用を見込んでおります。

なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、②中国カーテン事業に優先的に資金充当いたします。②中国カーテン事業に充当する資金のうち、充当の内訳としましては、中国駐在人件費／滞在費、CASA社への教育レクチャー、CASA社提供品開発及び拡販在庫に対してバランス良く資金を充当することにより、業務提携先との中国カーテン事業を推進する予定であります。資金充当の次の優先順位は、③既存事業であるカーテン事業であり、これについても事業展開の時期や支出時期を調整する対応をとります。資金充当されない場合には、優先順位が最後である①国内ベトリネン事業は事業展開の時期や支出時期を調整し対応いたします。

さらに、本新株予約権が大幅に行使されない場合において、事業推進に大幅に影響を及ぼすと判断した場合、状況に応じて別途資金調達を検討いたします。その場合における資金調達方法等につきましては未定であります。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

具体的な使途	金額	支出予定時期 (一年目)	金額	支出予定時期 (二年目)
① 国内ベトリネン事業	24百万円		37百万円	
・ 専属営業担当員及び派遣販売員人件費	9百万円	平成26年5月～ 平成27年4月	12百万円	平成27年5月～ 平成28年4月
・ 販売促進費用	5百万円	平成26年5月～ 平成27年4月	5百万円	平成27年5月～ 平成28年4月

・ 在庫費用（仕入れ代金）	10 百万円	平成 26 年 5 月～ 平成 27 年 4 月	20 百万円	平成 27 年 5 月～ 平成 28 年 4 月
<b>② 中国カーテン事業</b>	<b>69 百万円</b>		<b>103 百万円</b>	
・ 中国駐在 人件費及び滞在費	16 百万円	平成 26 年 5 月～ 平成 27 年 4 月	16 百万円	平成 27 年 5 月～ 平成 28 年 4 月
・ CASA 社への教育レクチャーのための資金	3 百万円	平成 26 年 5 月～ 平成 27 年 4 月	7 百万円	平成 27 年 5 月～ 平成 28 年 4 月
・ CASA 社提供品開発のための資金	10 百万円	平成 26 年 5 月～ 平成 27 年 4 月	20 百万円	平成 27 年 5 月～ 平成 28 年 4 月
・ 在庫費用（仕入れ代金）	40 百万円	平成 26 年 5 月～ 平成 27 年 4 月	60 百万円	平成 27 年 5 月～ 平成 28 年 4 月
<b>③ インハウス見本帳改訂</b>	<b>一百万円</b>		<b>80 百万円</b>	
・ 見本帳作成費	—	—	40 百万円	平成 27 年 5 月～ 平成 28 年 4 月
・ 在庫費用（仕入れ代金）	—	—	40 百万円	平成 27 年 5 月～ 平成 28 年 4 月

（注 1）具体的な使途の支出時期（一年目と二年目の）違いは、いずれも、取扱い商材の種類及び取扱量の増加拡大・販売エリアの拡大・人員の増強・活動拠点の増加によるものです。

（注 2）新株予約権の行使が早期に行われた場合には、各事業の進捗、商品の販売状況に応じて、適宜、上記表に記載の時期よりも前倒で資金充当する可能性があります。前倒で資金充当する必要がない場合には、当社銀行口座にて管理いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、8 期連続して財務体質の毀損が続いており、早急に資本を増強する必要がありますが、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達を行うことにより、当社の自己資本を増強することができ、財務体質の健全化及び信用力の向上が図られ、これにより得意先及び金融機関との与信判断にも好材料になると考えます。

また、今回調達する資金については、当社のコアコンピタンスである国内カーテン事業や新規業務提携先との事業である「中国カーテン事業」を構築するための関連費用に充当する予定であり、基盤である国内カーテン事業を確固なものとし、将来の経営環境を見極めながらアジア圏を視野に入れ当社の業務範囲の拡大を行うことは、当社の収益性の向上に寄与するものと考えております。

以上のとおり、当社といたしましては、今回の資金調達により、新規事業の収益も見込め、ひいては当社の企業価値の向上を通じて既存株主様の利益に資するものであると認識しており、当該資金使途には合理性があると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

###### ① 本新株予約権付社債の払込金額の算定根拠

転換価額につきましては、割当予定先であるドリーム 7 号投資事業有限責任組合との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 4 月 4 日）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値である 115 円から 7%ディスカウントした 107 円といたしました。

なお、当該直前営業日までの1か月間の終値平均104.05円に対する乖離率は2.84%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均105.86円に対する乖離率は1.08%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均112.19円に対する乖離率は△4.63%となっております。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境を考慮し、平成26年1月31日に開示致しました平成26年3月期第3四半期決算短信における当社の業績及びその予測を織り込んだ取締役会決議日の前営業日の市場価格が当社の株式価値を反映していると考えことから、当該前営業日の終値が当社普通株式の適正な価格であると判断し、この価格と乖離のない115円を基準価格として設定しこの価格から7%ディスカウントした107円を転換価額といたしました。転換価額のディスカウント率を7%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との転換価額における交渉の経緯として、平成26年1月31日に開示致しました平成26年3月期第3四半期決算短信における当社の業績を織り込んだ株価である平成26年4月4日から6ヶ月前の平成25年10月5日までの期間における、89円から135円までの株価推移を前提として、最終的に転換価額の交渉を行いました。割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、転換価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限られた資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開は更に厳しいものとなるため、転換価額についても、本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、ゼロクーポンであることを踏まえ、発行条件の調整を行った結果によるものとなります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に対して本新株予約権付社債に付された新株予約権部分（以下「本付属新株予約権」といいます。）の価値算定を依頼したうえで、当該評価機関より本付属新株予約権の評価報告書を取得しております。今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価115円（平成26年4月4日の終値）、転換価額107円、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）71.68%（平成24年3月～平成26年3月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.080%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0%、繰上償還条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本付属新株予約権1個につき48,316,752円との算定結果を得ております。

取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、当社は平成26年1月31日に平成26年3月期第3四半期決算短信を発表しており、かかる直前営業日までの3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を採用した場合には、当該業績及び業績予想発表前の株価も織り込まれてしまうことから適当でないと判断したためであり、当社の業績動向、当社の株価動向、及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、前営業日終値を参考値とすることを決定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成28年4月25日）に時価が行使価格以上である場合には残存している本付属新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

ii. 本付属新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項に規定する当社の任意取得条項（以下「取得条項」といいます。）を発動するとの前提を置いております。

具体的には、代替資金調達コストは61.2%（修正CAPMにより算定した株主資本コスト7.52%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額107円に代替資金調達コスト分65円（差額）を加えた172円（行使価額107円×（代替資金調達コスト61.20%+100%）：少数点以下切捨て）としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権付社債を行使するものとしております。

当社としては、現時点において、明確な取得条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となり、また別の有利な資金調達が実行できた場合にも、取得条項を発動することを想定しております。また、本付属新株予約権の公正価値の算定において、株価が172円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて本付属新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に新株予約権を発行体が取得できるというオプションを新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した、取得条項がない場合の本付属新株予約権の評価報告書によると、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が327,142.728円となり278,825.976円程度高く評価されております。

iii. 本新株予約権付社債の繰上償還条項に規定する本新株予約権付社債の社債権者による償還条項（以下「償還条項」といいます。）については、本付属新株予約権者が発行体が上場廃止もしくはそれに準ずると想定される事態にならない限り償還条項を行使する意思はないと口頭にて表明していることから、本付属新株予約権の査定上償還条項を加味しておりません。

iv. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価＝（行使時株価×発行済株式総数+行使価格×行使による発行株式数） / （発行済株式総数+行使による発行株式数）

なお取得条項の発動時の株価水準である 144 円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が 167 円に低下するとの前提としております。

行使後の株価＝（172 円×12,585,860 株+107 円×934,560 株） / （12,585,860 株+934,560 株）=167 円

v. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 13,100 株（最近 2 年間の日次売買高の中央値である 131,000 株の 10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

vi. その上で、当社は本社債に本付属新株予約権を付することにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本付属新株予約権の実質的な対価と本付属新株予約権の公正価値とを比較し、本付属新株予約権の実質的な対価が本付属新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本付属新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。なお実質的な対価は本社債に利息を付さないことからその利息相当額が該当し、本社債の券面総額 100 百万円に対する 2 年分の利息相当額は 3 百万円程度（利息相当額＝本社債の券面総額 100 百万円×当社の長期借入金平均利率 1.70%×2 年）であり、本付属新株予約権の公正価値である 966,335.04 円（本新株予約権の 1 個当たり公正価値 48,316.752 円×20 個）を上回る水準であります。

以上に加え、当社が円滑な第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債の発行は合理性があり妥当であると考えております。

なお、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析をすることを通じて新株予約権付社債の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、過去の判例における事例でも、新株予約権部分の払込価額を無償とする新株予約権付社債を発行した場合においては、「新株予約権の実質的対価」と「新株予約権の公正な価値」とを比較し、前者が後者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断されています。この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価

を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した本附属新株予約権の公正価値評価額（966,335.04円）が新株予約権の実質的対価である利息相当額（3百万円程度）を下回るため、過去の判例において、有利発行が問題となった事例とは異なり、本新株予約権の発行は有利発行に該当せず適法であるとの結論を導いております。

## ② 本新株予約権の払込金額の算定根拠

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果（本新株予約権1個につき56,008.540円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を56,100円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価115円（平成26年4月4日の終値）、権利行使価格116円、ボラティリティ71.68%（平成24年3月～平成26年3月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.080%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき56,008.540円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成26年4月4日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の115円を参考とし、行使価額を116円（プレミアム率は0.869%）といたしました。なお、当該直前営業日までの1か月間の終値平均104.05円に対する乖離率は11.48%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均105.86円に対する乖離率は9.58%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均112.19円に対する乖離率は3.4%となっております。

取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、当社は平成26年1月31日に平成26年3月期第3四半期決算短信を発表しており、かかる直前営業日までの3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を採用した場合には、当該業績及び業績予想発表前の株価も織り込まれてしまうことから適当でないと判断したためであり、当社の業績動向、当社の株価動向、及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、前営業日終値を参考値とすることを決定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成28年4月25日）に時価が行使価格以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日か



ら3ヶ月を経過した日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に発動することとしております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額116円に130%を乗じた150円（小数点以下切捨て）としており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した、取得条項がない場合の本新株予約権の評価報告書によると、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が324,802.466円となり268,793.926円程度高く評価されております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価＝（行使時株価×発行済株式総数+行使価格×行使による発行株式数） / （発行済株式総数+行使による発行株式数）

なお任意取得条項の発動時の株価水準である150円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が145円に低下するとの前提としております。

行使後の株価＝（150円×12,585,860株+116円×1,882,640株） / （12,585,860株+1,882,640株）＝145円

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり13,100株（最近2年間の日次売買高の中央値である131,000株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

v. その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1個当たり56,008.540円）と本新株予約権の払込金額（1個当たり56,100円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例を分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、過去の判例におけるいずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し検討を行っております。また、検討の結果、後者が前者を大

大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断されていることから、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額（56,008,540円）を上回る金額として決定されていることから、過去の判例において、有利発行が問題となった事例とは異なり、本新株予約権の発行は有利発行に該当せず適法であるとの結論を導いております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数は934,560株となり、本新株予約権の行使により最大1,882,640株の新株式が発行され、これらを合算した2,817,200株に係る議決権数（2,817個）の当社総議決権数に対する希薄化率は22.4%（全部転換・行使後において総議決権数に占める割合は18.3%）となります。

また、①本新株予約権付社債及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数2,817,200株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は151,126株と1日当たり平均出来高は最大交付株式数の5%程度であります。本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先でありますドリーム7号投資事業有限責任組合は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針であります。一方、本新株予約権付社債及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数2,817,200株を行使期間である2年間（245日/年営業日で計算）で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は11,498株となり、上記1日当たりの出来高の7.61%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。また、割当先は市場への影響を常に留意している旨を、割当先の当社への投資方針を確認するため割当先より受領した「ドリーム7号投資事業有限責任組合の投資運営方針」で述べており、本新株予約権付社債の転換行使後の当社普通株式及び本新株予約権の行使による当社普通株式の売却株数については、1日あたり売却株数は、直近の一定期間の1日当たり平均売買出来高の20%以下を目途に売却する予定であること及び「6. (4)割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、新株予約権付社債と新株予約権行使にタイムラグがあること、②本新株予約権付社債については当社の判断により任意に本新株予約権付社債を償還することが可能であること、及び③本新株予約権については本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能であることから、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

当社といたしましては、今後の更なる事業拡大が可能となり、企業価値および株主価値の向

上も見込まれることから、本新株予約権付社債および本新株予約権に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

このような考えのもと、本日開催の当社取締役会において、本新株予約権付社債および本新株予約権の発行について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議されたものであります。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

① 名 称	ドリーム7号投資事業有限責任組合
② 所在地	東京都千代田区神田錦町3-19 神田錦NRビル6階
③ 設立根拠等	投資事業有限責任組合に関する法律
④ 組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする
⑤ 組成日	平成25年5月1日
⑥ 出資の総額	15,000万円
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	33.29% Lai On Shing (黎安誠) 33.29% 勝山 博文 33.29% 宮嶋 正邦 0.067% 投資事業有限責任組合1社 0.067% 無限責任組員
⑧ 業務執行組員 (General Partner) の概要	
名 称	モダンパス合同会社
所在地	東京都千代田区神田錦町3-19 神田錦NRビル6階
代表者の役職・氏名	代表社員 勝山博文
事業内容	投資事業組合財産の運用、管理
資本金の額	10万円
⑨ 当社との関係等	
上場会社 (役員・役員関係者・大株主を含む) と当該ファンドの関係	当社並びに当社との関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社との関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者 (原出資者を含む。) との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
上場会社と業務執行組員の関係	当社と当該ファンドの組員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社との関係者及び関係会社と当該ファンドの組員並びに当該ファンドの組員の関係者及び関係会社との間には資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※ 割当予定先、当該割当予定先の関係会社の役員、主要株主 (主な出資者) 又はアレンジャーが暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否について、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ (住所: 東京都港区赤坂二丁目8番 代表取締役: 羽田 寿次) に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係の有している旨の報告はありませんでした。上記のとおり、割当予定先、割当予定先の役員及び主な出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、さらなる事業拡大をする上における余剰資金が不足しているという財務内容の現状と課題、及び今後の中国を中心としたアジア商品流通チャネルの開拓に向けた業務提携、業務提携に伴うCASA社の商品仕入のニーズ及び既存事業商品の改訂等の事業概要、事業戦略を理解いただき、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索し、検討してまいりました。

当社は、平成24年5月28日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第1回新株予約権の募集に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、平成24年6月29日を発行期日とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第1回新株予約権を発行しております。今回の投資家選定作業においては、新規業務提携先であるCASA社をご紹介いただきましたドリームアセットマネジメント株式会社から、前回の割当先であるドリーム5号投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるモダンパス合同会社のご紹介を受けたことから、同合同会社が業務執行組合員であるドリーム7号投資事業有限責任組合が候補に挙がりました。

前同様、ドリーム7号投資事業有限責任組合のアレンジャーであるドリームアセットマネジメント株式会社よりご紹介を受けた業務執行組合員であるモダンパス合同会社に対し、新たな業務提携先であるCASA社との中国カーテン事業を絡めた当社の事業戦略にご理解を頂き、資金調達の交渉を進めて参りました。

当社は、割当予定先であるドリーム7号投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるモダンパス合同会社に対して、あらためて当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで投資のご判断をいただきました。モダンパス合同会社は、前回の増資後の当社の経営状態及び財政状況等も含め当社の事業構想を評価し、今後もさらなる成長が期待できる投資先と考えているとのことであり、一方、当社は同合同会社について、前回の増資に引き続き、同合同会社が当社の今後の新たな事業計画及び将来性に評価を頂いた点や、同合同会社がこれまで他の投資事業有限責任組合を通じて上場企業に対して行っている投資経験の実績における信頼性から、当社の事業成長のビジョンと価値観を共有できる相手先であると判断し、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として同合同会社が業務執行組合員として運営を行っているドリーム7号投資事業有限責任組合を選定いたしました。また、CASA社が当社との間で平成26年4月から業務提携を開始することを希望しており、当社といたしましても、これを実現するためにタイムリーな資金調達を実現できない場合には商機を逸することになるため、CASA社との業務提携を早期に締結し、早期に事業を開始させる必要があります。このため、新たな調達先を検討したのでは間に合わないため、モダンパス合同会社を業務執行組合員としたドリーム7号投資事業有限責任組合を選定いたしました。

当社といたしましては、業績の早期安定のためには今回の資金調達による資金需要があるため、割当予定先のご理解を頂きながら、さらなる業績回復に努めて参ります。

なお、割当予定先であるドリーム7号投資事業有限責任組合からは、前回と同様に当社に対して純投資目的で資金を投下していただいただけの意思表示を頂いております。また、当社が割当予定先を選定した理由は、割当予定先は純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるためです。

また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である投資事業有限責任組合は、純投資を目的としております。また、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断のうえ、本新株予約権付社債に付随する新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。運用に際しては市場への影響を常に留意している旨を割当先の当社への投資方針を確認するため割当先より受領した「ドリーム7号投資事業有限責任組合の投資運営方針」により書面で確認しております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は本新株予約権付社債の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みについて、割当予定先であるドリーム7号投資事業有限責任組合の自己資金をもって払込みを行うとの説明を受けております。

この点、当社は、金融機関から提出された残高証明書により割当予定先の預金口座に本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の合計に相当する102,244千円を上回る残高が確保されていることを確認しております。また、当該残高から102,244千円を控除した残余残高は、本新株予約権の行使に要する払込金額の総額に相当する218,386千円を満たしてはおりませんが、まず、本新株予約権の行使をする前に、本新株予約権付社債100,000千円を順次株式に転換し市場売却を行うことで資金の流動化を計ります。その後、当初の払込資金である102,244千円を控除した投資事業有限責任組合残余資金(約50,000千円)と、株式市場において流動化した本新株予約権付社債約100,000千円の合計約150,000千円により、本新株予約権の発行個数のうち大部分を行使し、その行使により取得した株式の売却とその売却代金を用い、残りの本新株予約権を行使していく予定です。当該スキームにより本新株予約権を行使していくには、当社の株価が行使価格を上回っている水準で維持される必要があります。しかし、本新株予約権付社債をすべて転換し、市場で売却すると、株価は下落し、本新株予約権の行使ができなくなることが想定されます。割当先でありますドリーム7号投資事業有限責任組合からは、市場のインパクトを見合ながら市場での当社株式売却を行う旨を書面で頂いており、また、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第1回新株予約権(平成24年6月29日発行)の際も当該同スキームにおいて実施されており、全新株予約権を行使されているという過去の経験からも、今回も、行使期間内において、行使がなされると判断しております。しかしながら、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達に困難になる可能性があり、その場合においては、二年目以降の収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の改善に支障をきたす可能性があります。また、資金使途に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、本新株予約権が大幅に行使されない場合におきましては、事業推進に影響を及ぼすと判断した場合、状況に応じて別途資金調達を検討いたします。その資金調達方法等につきましては未定であります。

また、本新株予約権付社債の転換行使後の当社普通株式及び本新株予約権の行使による当社普通株式の売却株数とその期間については、1日あたり売却株数は、直近の一定期間の1日当たり平均売買出来高の20%以下を目途とし市場における影響を見合いながら市場売却をする予定であるとのことです。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権付社債に付された新株予約権および本新株予約権の行使に要する財産を有しているものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権付社債に付された新株予約権および本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) その他重要な契約等

割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成25年9月30日現在）	
日本証券金融株式会社	13.70%
株式会社大倉商事	8.31%
株式会社SBI証券	3.16%
大脇功嗣	3.08%
バンク オブ ニューヨーク ジャーシーエム クライアント アカunts イー ビーデー 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	2.26%
廣告社株式会社	2.03%
五十畑 輝夫	1.75%
五十畑 純子	1.48%
山崎 光博	1.22%
石川 信子	1.18%

(注) 1. 上記の割合は、少数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 今回発行される本新株予約権付社債及び本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。割当予定先であるドリーム7号投資事業有限責任組合より、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売

却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の「ドリーム7号投資事業有限責任組合の投資運営方針」を受領しております。このため、同社の本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定であり、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

## 8. 今後の見通し

### (1) 業績への影響の見通し

今後は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により、当社の自己資本の充実及び収益性の向上による早期の業績回復を行うことが、更なる企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えております。財務基盤の安定化により、得意先及び金融機関の与信判断にも好材料になり、継続及び安定した取引が見込まれます。さらに、新規事業へ積極的に参入することができ、将来の当社グループの事業基盤及び収益の拡大への貢献が見込まれます。

当該第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行にかかる事業展開が平成27年3月期の当社の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、詳細が判明次第公表いたします。また、事業展開の進捗等につきましては、今後、四半期決算短信等で報告いたします。

### (2) 企業行動規範上の手続きに関する事項

第三者割当による本新株予約権付社債の発行による潜在株式934,560株の発行によって当社の発行済株式総数は13,520,420株となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は7.4%となります。さらに、本新株予約権が行使された場合に発行される株式1,882,640株を加算した発行済株式総数は15,403,060株となり、これら2つを合わせた希薄化率は、22.4%であり希薄化率は25%未満であるとともに、支配株主の異動を伴うものでもないため、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される経営者から一定程度独立した者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となる場合には該当しません。

しかしながら、当該第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、相当程度の希薄化を伴うことから、本第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性について客観的に検証するために、当該規程に準じて、当社の経営者から独立し、特別な利害関係を有しない第三者である、谷口優氏（当社社外監査役・独立役員、弁護士）、大内明氏（公認会計士・税理士 大内明事務所）及び大島克己氏（当社社外監査役、公認会計士・税理士）の3名で構成する第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見を入手しました。

当社は、本委員会に対して、当社グループの概要及び現状における財務状況や経営成績、置かれている業界環境、本第三者割当増資の目的、調達する資金の額、用途及び支出予定時期、第三者割当増資とその他の資金調達手段との比較、割当先の選定理由、調達する資金用途の合理性に関する考え方、発行価額、発行株数、希薄化の規模その他の発行条件に関する考え方、発行条件決定プロセス、当社の企業価値・株主価値の向上並びにその他必要と思われる事項に関して説明を行うとともに、本委員会からの質問に対して回答を行い、本委員会は慎重に審議・検討を行いました。

その結果、本委員会は、平成26年4月4日付で当社の取締役会に対して、

- ①平成26年4月7日に締結する業務提携のための資金に充当すること及び既存事業の事業基盤を強固とすることを目的及び理由とする本第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、必要性があると考えられること、
- ②本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、会社法第238条第3項各号に定める場合（いわゆる「有利発行」）に該当しないと考えられ、また「著しく不公正な方法」（会社法第210条第2号）によって行われたと推認させる事情も見当たらないこと、
- ③資金調達手法については、借入等、公募増資、株主割当増資等の第三者割当増資以外の手段と比較考量のうえ決定しており、本第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達が最善であるとの判断は相当であると考えられること、
- ④本件募集の引受先選定の経緯については、本件募集の目的を達成するという観点から、引受先選定も適切になされた相当なものであると認めることができること、
- ⑤本第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の目的の合理性に鑑みれば、本第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行における発行株数及び希薄化の規模その他の発行条件は合理的であると考えられること、
- ⑥本第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の検討体制が合理的なものであり、本第三者割当に係る決定は当社少数株主にとっても、不当に不利益を与えるものではないと認めることができること等の事情に基づき、本第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、必要性及び相当性があると考えられる旨の意見書を提出しております。

平成26年4月7日に開催された取締役会では、本委員会から提出された意見を最大限尊重して、当社企業価値・株主価値の向上、本新株予約権付社債の発行及び本新株予約権の行使に係る発行条件の公正性の確保などの観点から慎重な審議を行い、上述の内容の判断に基づき本新株予約権付社債の発行及び本新株予約権の行使を行うことを出席取締役全員一致で決議いたしました。

なお、当社は、二重橋法律事務所（住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番 代表者 大塚和成）を法務アドバイザーとして選任し、本第三者割当増資の適切な手続及び意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

## 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

決 算 期	平成 23 年 3 月 期	平成 24 年 3 月 期	平成 25 年 3 月 期
連 結 売 上 高	1,038	1,091	1,312
連 結 営 業 利 益	△147	△136	△140
連 結 経 常 利 益	△162	△148	△164
連 結 当 期 純 利 益	△185	△163	△190
1株当たり連結当期純利益（円）	△30.51	△23.63	△21.72
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり連結純資産（円）	83.90	57.37	40.84

（注）△は損失を示しております。

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年4月7日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	12,585,860株	100.0%
現時点の行使価額における	—	—



潜在株式数		
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の株価の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	39円	60円	74円
高 値	112円	98円	93円
安 値	37円	44円	47円
終 値	62円	74円	75円

② 最近6か月間の状況

	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月
始 値	134円	125円	129円	109円	112円	98円
高 値	135円	132円	139円	131円	112円	112円
安 値	112円	107円	97円	109円	85円	88円
終 値	125円	127円	112円	117円	101円	111円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成26年4月4日現在
始 値	114円
高 値	115円
安 値	110円
終 値	115円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況・第三者割当増資

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成23年9月12日
調 達 資 金 の 額	88,500,000円（差引手取概算額79,575,000円）
発 行 価 額	59円
募集時における発行済株式数	6,074,150株
当該募集による発行済株式数	1,500,000株
募集後における発行済株式総数	7,574,150株
割 当 先	第三者割当の方法による。割当予定先及び割当株式数は次のとおり。 ①大武浩幸 690,000株 ②久保田定 300,000株 ③新井紀之 300,000株 ④一言伊左夫 150,000株 ⑤安井健一 60,000株

発行時における 当初の資金使途	①新規商材導入のための関連費用 67,000,000円 ②WEB事業の費用 12,000,000円
発行時における 支出予定時期	平成23年9月～平成23年12月
現時点における 充 当 状 況	調達資金のうち、新規商材導入のための関連費用に74,575,000円を、WEB事業の費用に5,000,000円を充当しております。

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成24年6月29日
調 達 資 金 の 額	100,000,000円（差引手取概算額91,000,000円）
転 換 価 額	56円
募集時における発行済株式数	7,574,150株
割 当 先	第三者割当の方法による。割当予定先及び割当株式数は次のとおり。 ドリーム5号投資事業有限責任組合 1,785,700株
当該募集による潜在株式数	1,785,700株
現時点における転換状況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）7,574,150株
発行時における 当初の資金使途	①既存事業であるカーテン事業における資金 40,000,000円 ②環境事業構築における資金 50,000,000円
発行時における 支出予定時期	平成24年7月～平成24年12月
現時点における 充 当 状 況	[実際の差引手取額 88,000,000円 (注)発行諸費用が当初見込みより増加したため差引手取概算額は88,000,000円に減少しております。] ①既存事業であるカーテン事業における見本帳全面改訂費用 43,000,000円 ②環境事業における費用 ・エコカーテン販売に係る費用16,000,000円 ・リモデリング事業に係る費用20,000,000円 ・環境商材に係る費用9,000,000円

・第三者割当による第1回新株予約権の発行

割 当 日	平成24年6月29日
発行新株予約権数	50個（1個当たりの目的株式数64,520株）
発 行 価 額	総額1,850,000円（新株予約権1個当たり37,000円）
発行時における調達 予定資金の額（差引 手 取 概 算 額）	201,862,000円（差引手取概算額：187,768,900円）
割 当 先	第三者割当の方法による。割当予定先及び割当株式数は次のとお

	り。 ドリーム5号投資事業有限責任組合 3,226,000株
募集時における発行済株式数	7,574,150株
当該募集による潜在株式数	3,226,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 3,226,000株
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	201,862,000円（差引手取概算額：187,768,900円）
発行時における当初の資金使途	環境事業の拡大における資金 188,000,000円
発行時における支出予定時期	平成25年4月～平成25年6月
現時点における充当状況	<p>[実際の差引手取額 187,000,000円 （注）発行諸費用が当初見込みより増加したため差引手取概算額は187,000,000円に減少しております。]</p> <p>①既存事業であるカーテン事業における見本帳全面改訂費用 77,000,000円</p> <p>②環境事業における費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカーテン販売に係る費用 39,000,000円</li> <li>・リモデリング事業に係る費用 30,000,000円</li> <li>・環境商材に係る費用 8,000,000円</li> </ul> <p>なお、残額の33,000,000円につきましては、販売が好調な「インハウス」の仕入費用として13,000,000円（支出予定時期：平成26年4月～平成26年12月）、環境事業におけるエコカーテン及び環境商材に係わる費用として20,000,000円（支出予定時期：平成26年4月～平成27年3月）に充当する予定であります。</p>

以上

五洋インテックス株式会社  
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債  
社債要項

1. 募集社債の名称 五洋インテックス株式会社  
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金1億円
3. 各募集社債の総額 金500万円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金500万円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、記名式とし、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。  
なお、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
10. 社債の払込期日 平成26年4月25日
11. 新株予約権の割当日 平成26年4月25日
12. 償還の方法及び期限
  - (1) 本社債は、平成28年4月25日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。  
ただし、繰り上げ償還に関しては本項第(2)号及び第(3)号に定めるところによる。
  - (2) 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以

前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可。）を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰り上げ償還する。

- (3) 本新株予約権付社債の発行後、平成 28 年 4 月 25 日まで（当日を含む。）いずれかの 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が 53 円を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して事前通知を当該 5 連続取引日の最終日の翌取引日から 5 取引日後の日まで（当日を含む。）の間に、償還日まで 50 取引日以上の間を定めて行い、かつ当社の定める請求書に繰り上げ償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれを記名捺印した上、第 19 項記載の償還金支払場所（以下「償還資金支払場所」という。）に提出することにより、償還日においてその保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有する。
- (4) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 当社は、発行日の翌日以降いつでも、償還日から 15 営業日前の繰上償還の通知を行った上で、その選択により、その時点で残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を繰り上げ償還することができる。

### 13. 本新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 20 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法  
本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第（8）号記載の転換価額（ただし、本項第（9）号乃至第（11）号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の新株予約権者は、平成 26 年 4 月 26 日から平成 28 年 4 月 25 日までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記のいずれの場合も、平成 28 年 4 月 25 日より後に本

新株予約権を行使することはできない。

(4) 新株予約権の行使の条件

当社が第12項第(2)号及び第(3)号に基づき本社債を繰り上げ償還する場合、第12項第(6)号に基づき取得した本社債を消却する場合、及び当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、当該償還日、消却日又は期限の利益喪失日以降、本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。当社が第12項第(4)号記載の社債権者の請求により本社債の全部又は一部を繰り上げ償還する場合には、所定の償還請求書が償還金支払場所に到着したとき以降、当該本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

(5) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に本項第(8)号の転換価額(ただし、第(9)号乃至(12)号によって調整された場合は調整後の転換価額)を乗じた額とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、107円とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (10) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(11)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合
- 調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当による当社普通株式を交付する場合
- 調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(11)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合
- なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本③を適用する。
- 調整後の転換価額は、発行される新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号③における対価とは、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込がなされた額(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を

加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている時には、本号①乃至③に係らず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで（以下の算式において「当該期間」という。）に、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

#### 調整後転換価額

- (11) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- ④転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (12) 本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場



合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(13) 本項第(9)号乃至第(12)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(14) 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、第18項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

- ① 本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(15) 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(16) 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、当該本新株予約権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の顧客口への記録を行うことにより株式を交付する。

(17) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

#### 14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順

位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条22号に提議される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資する目的とするものをいう。

- (2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続きその他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

#### 15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。

- (1) 当社が第12項第(2)号及び第(3)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第14項第(1)号の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、前2号以外の本要項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしなとき。
- (4) 当社が本社債以外の債権について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、このかぎりではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。

#### 16. 社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、自己その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

#### 17. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

五洋インテックス株式会社 管理部

18. 行使請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 社債原簿管理人

19. 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

20. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類の子債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、一つの集会として開催される。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも2週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (3) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (4) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

21. 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰り上げ償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととした。

22. 募集の方法

第三者割当の方法により、ドリーム7号投資事業有限責任組合に割り当てる。

23. 申込期間

平成26年4月25日

24. 上記に定めるものの他、本新株予約権付社債に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。

25. 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 五洋インテックス株式会社第2回新株予約権

### 発行要項

1. 新株予約権の名称 五洋インテックス株式会社第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,244,000 円
3. 申込期日 平成 26 年4月 25 日
4. 割当日及び払込期日 平成 26 年4月 25 日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をドリーム7号投資事業有限責任組合に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式 1,882,640 株とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数(以下「交付株式数」という。)は 47,066 株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第9項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 40個

8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金 56,100 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(「行使価額」という。)は、当初 116 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利のすべてが当初の取得価

額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成26年4月26日から平成28年4月25日(但し、平成28年4月25日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間
- ② 振替機関が必要であると認めた日
- ③ 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

## 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 13. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日(東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配値を含む。)のない日を除く。)連続して本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。

## 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  
第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

#### 15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第



11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が第 20 項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された日に発生する。

#### 19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### 20. 行使請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

#### 21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 小牧支店

#### 22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 56,100 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当初、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成 26 年 4 月 4 日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 115 円を参考に 116 円とした。

#### 23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。